

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

岩手県職員労働組合

No.2371

2016年

6月29日

比例区社民党党首
「吉田ただとも」
議席死守と選挙区
「きどぐち英司」
必勝に向け最大限
の支持拡大を！

16人勸闘争②

今年「配偶者の扶養手当」改悪！

家族手当への見直しで実質の賃金削減か？

「女性の活躍推進」名目で手当改悪を目論む安倍政権

今年の人勧闘争の課題の1つが「配偶者の扶養手当」の見直しである。人事院は政府の要請を受け、「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催し、見直しの方向性を検討。今年春の交渉で公務員連絡会に対して見直しを言及した。人事院の検討状況から、見直しのポイントは次の点となる（概要は右表のとおり）。

人事院の勉強会では、大企業では配偶者の扶養手当を廃止し、家族手当（子ども手当）を導入する事例などが議論がされている。子育てへの支援策としているが、「子育て環境が不十分な現状では、手当を変えても効果は期待できない。手当削減にしかない」、「子どもの成人で手当が打ち切られ、手当削減につながる」、「子育てだけでなく、親の介護のためにも手当が必要」など問題点は山積している。そもそも、配偶者の扶養手当（13,000円/月）は生活給の一部であり、「給与制度の総合的見直し」をはじめ度重なる賃金抑制を受けている中、拙速な見直しは単なる賃下げとなりかねない。

最大の問題は「女性の活躍推進」を名目とし、働くことを促しているが、女性の半数以上が非正規雇用となっている実態では、働くとしても非正規でしか受け皿がなく、更なる低賃金労働者の増大につながり、公務職場が先行すれば地場・中小企業にも波及し、さらなる雇用の劣化につながりかねない。

「女性の活躍推進」としながら、更なる賃金削減と非正規労働者の増大を目論む安倍自公政権を許すわけにはいかない。今後の動向を注視する必要がある。

【勉強会で議論された見直しの論点】

●見直しの必要性

扶養配偶者の減や社会全体として多様な働き方を推進、一部民間企業で配偶者手当の見直しが行われていることを考慮し見直しが必要

●民間準拠との関係

情勢適応の原則から公務が先行して見直す意義がある

●見直しの対応案

配偶者手当は縮小・廃止の方向。収入要件（130万円）の見直し、子や介護の対象者に対する手当額の増加

●見直しの際に必要な措置

給与原資は維持。見直し時の経過措置も併せて検討

「主婦は家を出て稼げ」と言われんばかり。見直しは反対！



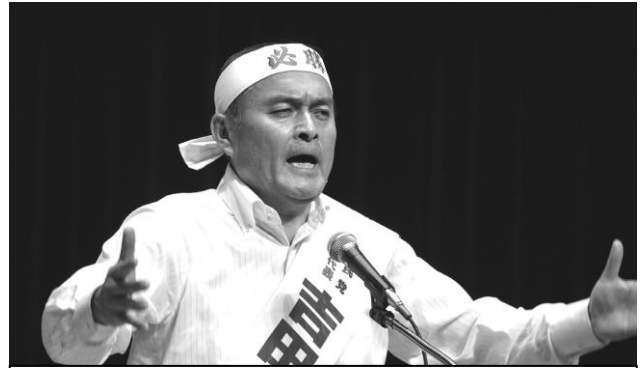
このままでは 本当に憲法が変えられる!?

全国比例区 吉田ただとも の議席死守を (自治労組織内・社民党党首) 組合員の支持・拡大こそが生活・社会を守るカギ!

マスコミ報道の序盤戦選挙情勢では、自公を中心とした改憲勢力が憲法改正の発議要件となる3分の2をうかがう勢いであるとの見通しを報じた。このままでは、大企業優遇のアベノミクスが加速し、貧困と格差の拡大が進むのは明らかであり、憲法改悪・立憲主義を踏みにじる、現政権を容認してしまうことになりかねない。現政権に「No」を突き付けるためにも、私たちの声を大きくし、支持の輪を広げなければならない。

そのためにも、選挙区「きどぐち英司」・比例区「吉田ただとも」の勝利が不可欠であり、特に全国区での平和憲法と労働者の暮らしを守る先頭役として「吉田ただとも」の議席を何としても死守しなければならない。マスコミでは社民党現有2議席中、1議席に止まるとの見方が大きく、組合員一人ひとりの踏ん張りで情勢を変えなければならない。

「吉田ただとも」議席死守のため、組合員のあと1歩の支持拡大が不可欠だ。家族、友人・知人等への支持拡大に全力を挙げよう願います。



政策を熱く訴える「吉田ただとも」候補 (大分にて)

参院選候補者の政策を聴こう in 盛岡

社民党・きどぐち英司勝利！緊急総決起集会

とき：7月5日(火) 18時～18時45分

ところ：ホテルニューカーリーナ 2階 アイリス

弁士：元衆議院議員 山本 喜代弘 氏 ほか

社民党・又市幹事長「ただとも」支持訴える

6月28日、社民党 又市征治幹事長(参議院議員)が来県。社民党の政策と党首「吉田ただとも」の支持拡大を強く訴えた。

又市幹事長は野党共闘の調整役としての社民党の役割を力説。「アベノミクスは完全に失敗。実質賃金は低下し、非正規雇用の増大をもたらした。個人消費を増やすため家計を温める政策に転換すべきだ」とし、

経済政策でも現政権に任せてはいけないと訴えた。平和な日本を守る国民総がかりの闘いと位置付け、社民党、「吉田ただとも」の議席死守を訴えた。



社民党 又市幹事長

棄権は現政権への白紙委任！ 投票に行こう！ 投票日に投票できない人は… 『期日前投票』を！

期日前投票は選管が定める投票所で毎日投票が可能！投票は投票所にある宣誓書を書き(印鑑不要)、選挙区は「候補者名」を、比例代表は「候補者名」

(または政党名)を書いて投票します。

棄権は“危険”です。選挙期日に仕事や旅行など予定がある人は『期日前投票』に。

